

議案第38号

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立うめとぴあ公園及び世田谷区立岡本の丘緑地を設置する必要がある  
るので、本案を提出する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部 の款世田谷区立梅丘やまぼうし公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立うめとぴあ公園	東京都世田谷区松原六丁目37番13号
--------------	--------------------

別表第1の3の部 の款世田谷区立岡本静嘉堂緑地の項の次に次のように加える。

世田谷区立岡本の丘緑地	東京都世田谷区岡本二丁目33番20号
-------------	--------------------

附 則

この条例は、令和2年3月31日から施行する。